

シンガポール県産品プロモーション・商談会業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

コロナ禍における県内企業の海外販路開拓を促進するため、シンガポールにて県産品プロモーション・商談会を実施するにあたり、より効果的・効率的に業務を実施できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定に必要な事項を定めるもの。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

シンガポール県産品プロモーション・商談会業務

(2) 業務内容

別紙「シンガポール県産品プロモーション・商談会業務仕様書」（以下、仕様書という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

(4) 委託契約額の上限額 金2,050,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定する。

3 委託業者選定方法

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「企画提案者」）から提出された企画提案書等について審査会にて書面審査を行い、総合的に最も優れた企画提案をした事業者を契約候補者として選定する。また、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 過去に類似企画を実施した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法の規定による更正手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認めら

れる者

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 取締役等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

5 本プロポーザルへの参加申込方法及び質問の受付について

(1) 本プロポーザルへの参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、別紙「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」及び「事業者概要（様式第2号）」を、(3)の方法により、令和4年4月15日（金）17時（必着）までに提出すること。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、別紙「質問書（様式第3号）」により、令和4年4月8日（金）17時（必着）まで受け付ける。なお、質問の回答は全ての者に対して4月13日（水）まで電子メールで通知する。

(3) 申込方法

- ・郵送又は電子メールにより、「10 提出先・問い合わせ先」に提出すること。
- ・電子メールによる申込みの場合は、必ず電話で到達を確認すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～③までの書類を企画提案書として4部（本通1部、写し3部）を提出すること。企画提案書等提出後、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

① 企画提案書（任意様式、A4版）

・別紙「仕様書」を参照のうえ提案すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託額の上限の範囲内であれば、独自の企画として実施項目を追加して差し支えない。

- ・業務の内容、業務スケジュールなどが具体的にわかるものであること。

② 経費見積書（任意様式、A4版）

・本委託業務の実施に伴うすべての経費（独自企画として実施項目を追加した場合は当該項目の実施に係る経費を含む。）を算出し、見積書を提出すること。また、積算の内訳が具体的にわかるように記載すること。

③ 業務実施体制報告書（任意様式、A4版）

- ・事業責任者、事業担当者、人員配置・実施体制（再委託先等を含む）など
- ・過去に実施した類似企画の実績

(2) 提出期限

令和4年4月20日（水）17時（必着）

(3) 提出場所及び提出方法

- ① 提出先 「10 提出先・問い合わせ先」に同じ。
- ② 提出方法 郵送による。

7 審査方法、審査基準等

(1) 審査方法

- ・本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは実施せず、上記書類をもって書面による審査を実施する。
- ・各審査員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定する。

(2) 審査基準

次の評価項目等について採点を行う。

ア 企画提案内容

- ・提案内容が事業の趣旨、目的に合った内容となっているか。
- ・効果的な企画であり、実現可能な内容の提案がされているか。

イ 事業実施体制

- ・業務を遂行する上で必要な知識・技術を有し、事業の円滑な運営ができる人員体制となっているか。
- ・提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有するか。
- ・事業全体のスケジュールは適切か。
- ・経費見積価格は適切か。

(3) 審査結果通知及び公表

- ①選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知する。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じないものとする。
- ②審査結果のうち、以下についてホームページ等で公表する。
 - ・企画提案数
 - ・採択された提出者名、採択の理由

(4) 契約の相手方の決定方法

- ①契約候補者と当機構は、企画提案の内容に基づき、具体的な仕様を協議し、調整が整った場合に契約を締結するものであり、本プロポーザルで提出された見積金額による契約締結を確約するものではない。
- ②契約候補者と協議が整わない場合は、同候補者の次に総合点が高かった提出者と改めて協議を行うこととする。

8 その他留意事項

- (1) 提案は、参加企業1者につき1案とする。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とする。
 - ア 参加資格要件に定めた資格が備わっていないとき。
 - イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ウ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - エ そのほか不正な行為があったとき。
- (3) プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とし、また、提出された書類等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルは、都合により中止することがある。
- (5) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、機構に帰属する。
- (6) 本事業は、令和4年度公益財団法人富山県新世紀産業機構の予算案の成立及び令和4年度中小企業地域資源活用等促進事業助成金の採択を条件とするのであり、あらかじめ注意すること。

9 スケジュール（案）

(1) 公募（ホームページに実施要領等掲載）	令和4年4月 1日（金）
(2) 質問書の提出期限	令和4年4月 8日（金） 17時
(3) 質問への回答	令和4年4月13日（水）
(4) プロポーザルの参加申込書提出期限	令和4年4月15日（金） 17時
(5) 企画提案書等の提出期限	令和4年4月20日（水） 17時
(6) プロポーザルの参加辞退届提出期限	令和4年4月20日（水） 17時
(7) 書類審査実施期間	令和4年4月下旬
(8) 契約候補者の決定（通知）	令和4年4月下旬
(9) 委託契約書の締結	(8)以降速やかに

10 提出先・問い合わせ先

公益財団法人 富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター
〒930 - 0866
富山市高田 527 情報ビル 2F
TEL : 076-432-1321
E-mail:asia@tonio.or.jp